

改正派遣法に基づくマージン率の公開（2022年度実績）

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）』を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

下記に当社における情報提供項目を公開致します。

・マージン率

本社：〒102-0071 東京都千代田区富士見2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム21F

派遣労働者の数	170人
派遣先の数	74プロジェクト
マージン率	33.9%
労働者派遣料金	22,078 円（1日8時間当たりの平均）
派遣期間中の 派遣労働者の賃金	14,591 円（1日8時間当たりの平均）
教育訓練に関する事項	派遣の概要・情報セキュリティ及び個人情報保護教育・安全衛生教育・マナー